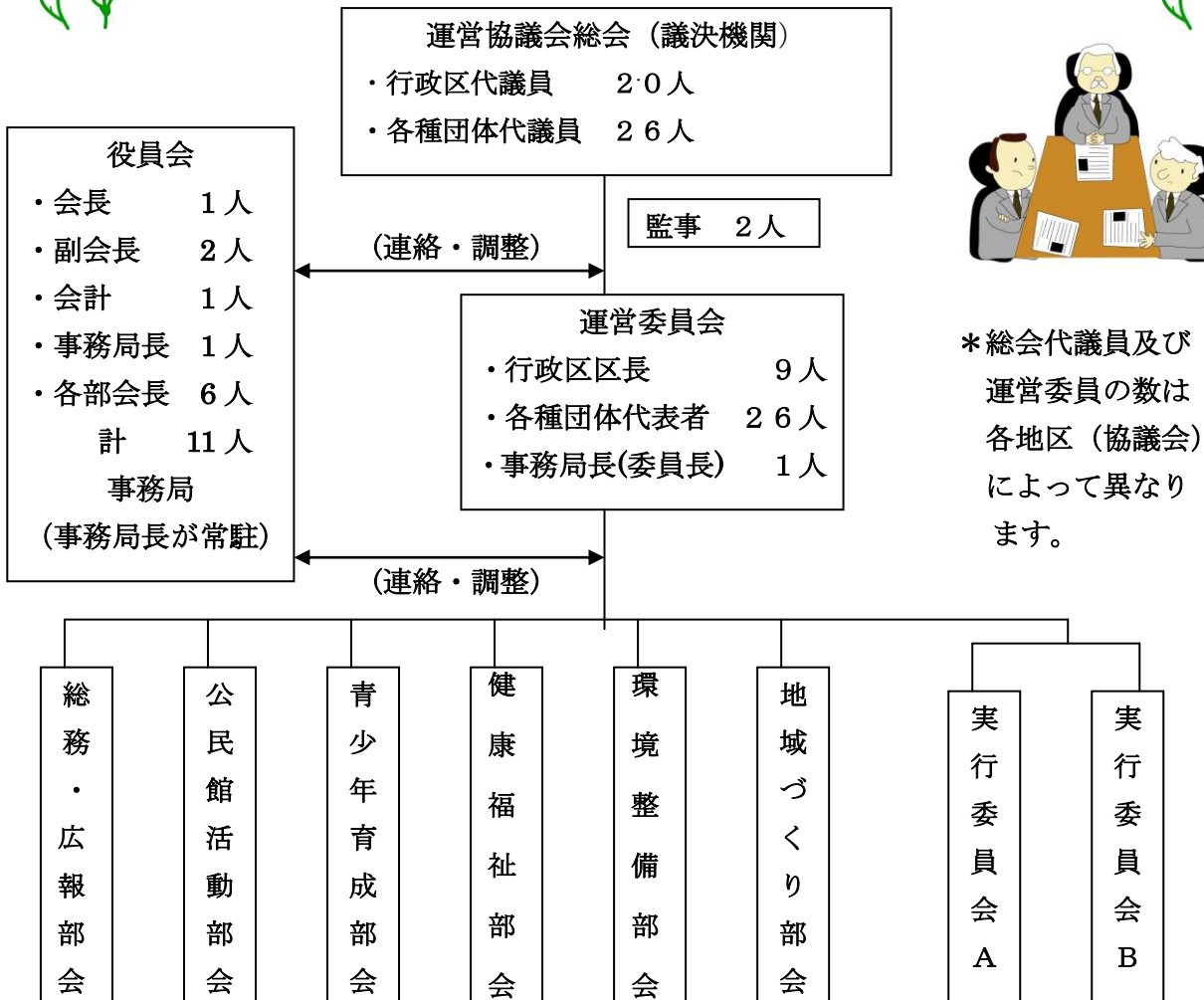




★大草野地区地域コミュニティ運営協議会組織図★



*総会代議員及び運営委員の数は各地区（協議会）によって異なります。

★各組織の役割★

- 運営協議会総会・・意思決定の場で原則年1回開催します。運営協議会の事業報告・決算の承認や新年度の事業計画・予算を決定します。また、役員を選任や規約の制定等も行います。
- 運営委員会・・事業報告・決算及び事業計画・予算の策定や役員を推薦等を行います。また、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決します。
- 役員会・・執行機関です。会長は、運営協議会を代表し、運営協議会及び各部会が行う全ての事業・活動を掌握します。副会長は、会長を補佐し、会長の代理を務めます。事務局長は、原則毎週月曜日から金曜日まで事務局に常駐し、運営に必要な事務全般を行います。なお、役員会は原則毎月開催します。
- 部会・実行委員会・・各部会は各種団体関係者や当該地区出身等の市職員等で構成し、部会毎に年間の事業計画・予算等を作成し、事業・活動を行います。また、実行委員会は地区全域上げて行う大きなイベント（事業）を企画する時などに必要に応じて設置します。